

1 趣旨

今年度、本県は県内事業者が業務管理体制の整備や確立に向けて主体的に取り組むことを目的として、介護保険法に基づき法令遵守責任者を中心とした業務管理体制を整備し、その内容を本県に届け出た事業者に対し、次のとおり一般検査を実施しました。

2 業務管理体制とは

- 介護保険法の趣旨に沿った適正な介護サービスを利用者に提供し、外部（行政・利用者等）への説明責任を果たすことで「利用者だけでなく事業者自身の身を守る」ための組織体制です。
- 介護保険制度の性格上、最低限の法令遵守のみでは説明責任を果たせず社会的信用を失ってしまう場合があるため、事業者には「法令のみならず内部規程・企業倫理・社会貢献まで含めたコンプライアンスの遵守」が求められています。

介護保険法上、保険給付は「要介護（支援）者である利用者が、**尊厳を保持しつつ、その有する能力に応じて自立した日常生活を営めるよう支援する**」内容の介護サービスに対し、**適正に行われなければならない**とされています【第1条・第2条】。

特に**利用者の尊厳を保持（人格を尊重）した介護サービスの提供**については、介護保険法で事業者の義務として明確に規定されています【第74条第6項（居宅サービス事業者の場合）】

3 検査概要（実施期間：H25.7～H25.11）

検査対象	中規模事業者（本県内で運営する事業所数が20～99の事業者）：46 小規模事業者（本県内で運営する事業所数が20未満の事業者）：144
検査方法	原則書面で実施し、必要に応じて、実地指導と併せて法令遵守責任者に対し報告の徴収を実施
検査結果	「結果まとめ」のとおり
検査結果の分析で得られた傾向	法令遵守責任者の多くが「業務管理体制を整備しているものの、 整備した業務管理体制が運営する事業所で十分には機能していない 」と感じている。

4 今後業務管理体制を事業所で確実に機能させるための留意事項

平成 25 年 11 月 26 日に、福山市で宿泊サービスを提供していた通所介護事業所の管理者及び職員が、利用者に対する暴行容疑で福山東警察署に逮捕されるという事件が発生しました。

適正な介護サービスを提供する上で、利用者に対する虐待を防止し、利用者の尊厳を保持することは極めて重要です。

については、次の3点を目的とした事業所（法人）内研修を、継続的に実施してください。

- ① 従業者の「コンプライアンス遵守の重要性」に対する理解度の向上
- ② 具体的な事例演習を通じた、虐待（の疑いがある事例）・事故・苦情・利用者の状態急変・感染症が発生した際の「従業者の対応力」の向上
- ③ 組織としてのストレスマネジメントの実施による従業者のストレス軽減

今年度本県は検査実施に当たり「業務管理体制を整備する上でのポイント」を作成したので、今後の取組に係る指針として御活用ください。